

意見募集案件	証明書等コンビニ交付サービスの実施について
担当課	総務部行政管理課 電話 011-372-3311(内線 3502・3503)

意見募集期間	令和4年10月1日(土) から 令和4年11月1日(火) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	<p>◇市役所(行政管理課)及び各出張所</p> <p>◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館</p> <p>◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ)</p> <p>◇市ホームページ、広報北広島10月1日号(概要のみ)</p>
意見の提出方法 ・提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれか</p> <p>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>北広島市役所3階 総務部行政管理課 郵便番号 061-1192 (住所不要)、ファクス 011-372-3311 電子メールアドレス: gyouseik@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	<p>令和4年12月頃</p> <p>※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページにて公表します。</p>
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>コンビニでマイナンバーカードを利用した証明書等交付サービスを開始することに伴い(令和5年4月からを予定)、関連条例の改正が必要となっています。</p> <p>つきましては、各条例(改正案)に対する皆様のご意見をお聞かせください。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>北広島市手数料徴収条例については、コンビニ交付を行う多機能端末の性質上、発行手数料の免除ができないことから、免除の例外規定を追加します。</p> <p>北広島市印鑑条例については、申請にマイナンバーカードが使用可能とする規定を追加します。</p> <p>(3) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>全国のコンビニで、マイナンバーカードを使用して、市の証明書等を発行できるようになります。ただし、コンビニで証明書等を発行する場合、多機能端末の性質上、発行手数料の免除規定は適用されません。</p> <p>(4) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報)</p> <p>コンビニ交付は全国951自治体(令和4年9月2日現在)が実施しており、規定についてはコンビニ交付導入自治体で同様に改正されているものです。</p>
対象となる政策等 の原案	<p>・北広島市手数料徴収条例(改正案)</p> <p>・北広島市印鑑条例(改正案)</p>
その他	<p>・皆様のご意見を参考に、令和5年4月のコンビニ交付開始に向け、条例改正の手続きを行います。</p>